

平成 2 9 年 7 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成29年7月教育委員会定例会議

日 時 平成29年7月27日(木曜日)

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出 席 者 教育委員(5名)

1番 委 員 長 後 藤 眞 琴

2番 委員長職務代行 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

5番 教 育 長 佐々木 賢 治

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 須 田 政 好

教育総務課課長補佐 角 田 克 江

教育総務課主査 渡 邊 聡

学校教育専門指導員 岩 淵 薫

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍 聴 者 なし

---

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第16号 平成29年度生徒指導に関する報告(6月分)

第 6 報告第17号 平成29年度学習・生活習慣調査(第2回)に関する報告

第 7 報告第 18 号 指定校の変更について

・ 審議事項

第 8 議案第 6 号 平成 30 年度使用教科書の採択について

第 9 議案第 7 号 美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則  
について

第 10 議案第 8 号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則について

第 11 議案第 9 号 美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する規則  
について

第 12 議案第 10 号 美里町学校給食調理施設運営委員会委員の委嘱について

・ 協議事項

第 13 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第 14 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 15 美里町学校再編について（継続協議）

・ その他

第 16 中学校運動会の出席者について

第 17 平成 29 年 8 月教育委員会定例会の開催日について

## 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
  - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
  - ・ 審議事項
- 第 8 議案第 6号 平成30年度使用教科書の採択について
- 第 9 議案第 7号 美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則について
- 第10 議案第 8号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則について
- 第11 議案第 9号 美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する規則について
- 第12 議案第10号 美里町学校給食調理施設運営委員会委員の委嘱について
  - ・ 協議事項
- 第13 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
- 第14 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第15 美里町学校再編について（継続協議）
  - ・ その他
- 第16 中学校運動会の出席者について
- 第17 平成29年8月教育委員会定例会の開催日について

## 【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項
- 第 5 報告第16号 平成29年度生徒指導に関する報告（6月分）【秘密会】
- 第 6 報告第17号 平成29年度学習・生活習慣調査（第2回）に関する報告【秘密会】
- 第 7 報告第15号 指定校の変更について【秘密会】

午後 1 時 3 0 分 開会

委員長（後藤眞琴） それでは、ただいまから平成 2 9 年 7 月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、角田教育総務課課長補佐、渡邊教育総務課主査が出席しています。

また、一部の協議事項で追加の説明員として、岩淵学校教育専門指導員、齋藤青少年教育相談員が出席いたします。

なお、今申し上げました須田教育次長は、公務の関係でちょっと遅れるそうです。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

---

#### 日程 第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名することになっておりますので、今回は 2 番成澤委員、3 番留守委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程 第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴） 日程第 2、会議録の承認に入ります。事務局から報告をお願いします。教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、会議録の承認につきまして事務局から報告申し上げます。

委員の皆様には、事前に平成 2 9 年 1 月臨時会から平成 2 9 年 3 月定例会の会議録のほうをお渡ししておりまして、確認していただいた中で、ちょっとここは訂正してくださいと指摘のありました箇所について、細かい部分は省略させていただきまして、主な部分の修正について、こちらから説明したいと思います。

それではまず、平成 2 9 年 1 月臨時会の会議録なのですが、ページ数 3 ページ、報告事項、「日程第 2 美里町の学校改変について」とありますが、そこは「改変」ではなく「再編」

となります。再び編成するという意味で再編ですね。1月臨時会会議録の3ページ目になります。

では続きまして、同様に1月臨時会議分なのですがすけれども、ページ数にしますと21ページの真ん中の辺に、4番千葉委員の発言がありまして、千葉委員の発言の上から1、2、3、4、5行目、「やっぱり先生の数が少ない」は「先生」ではなく「生徒」に修正をお願いします。

同じく1月臨時会の会議録、67ページの上から1、2、3、4、5行目の「現象」が、ここには生徒の減少ということで数が減るという意味の減少という文字が入りますので修正をお願いいたします。

1月臨時会の主な修正については、現在指摘があった分については以上になります。

続きまして、2月定例会議の会議録の分に移ります。

2月につきましては、6ページの真ん中辺になるのですがすけれども、「僕は教育委員を引き受けたときに当時の、今もですけれども、教育長に」の部分で、ここは「町長」に修正をお願いいたします。

同じく2月定例会会議録になりますが、26ページで近代文学館長の発言があるのですがすけれども、3番目にも がついていて、教育総務課課長補佐近代文学館長扇子美津男と名前が書いてあるのですが、その3番目の については発言が続いていますので、この近代文学館長の名前は削除をお願いいたします。

ほかにも同じようなケースで、発言が続いているのですが発言者の名前が載っている部分については同様に削除をしております。

2月定例会の主な修正については以上になります。

続きまして2月臨時会の会議録になります。

こちらは24ページ、上から1、2、3、4段目に千葉菜穂美委員の名前がありますが、その上にも千葉菜穂美委員の名前がありまして、発言が続いておりますので、下の千葉菜穂美委員の名前は削除をお願いいたします。

2月臨時会については以上になります。

3月臨時会につきましては、大きな修正はございませんでした。

それから、3月定例会議のほうにまいります。

ページ数18ページですがすけれども、下の審議事項の上に委員長の発言があるのですがすけれども、ここも発言が続いておりますので、委員長の名前の削除をお願いします。発言としては、「ほか何かございますか」の前に書いてあります委員長の名前を削除ということになります。

続きまして40ページの真ん中のほうになるのですが、「このような試験を行いまして、現在、建物の状況がどういう状況になっているかというものを調べまして、南郷小学校に関しては」という表記があるのですが、こちらにつきましては「南郷小学校」ではなく「南郷中学校」に修正をお願いします。

同じく定例会議会議録の56ページ、ここで学校教育専門指導員の岩淵先生の名前が何回か出てきております。真ん中のほうに、学校教育専門指導員の発言で「微妙ですね」とありまして、その次にまた学校教育専門指導員の名前がありますが、ここは発言が続いておりますので、下の名前の削除をお願いいたします。

それから、3月定例会の会議録の修正で、56ページの一番下のほうなのですが、千葉委員の発言で「みやぎ単元問題ライブラリーというのは、うちの息子たちに回ったのですが」と表記があるのですが、ここは「うちの息子たちの時代にもあったのですが」と修正をお願いいたします。

以上、事務局のほうに連絡のあった部分は以上ですけれども、ほかに委員さんで気づいた点等ございましたらお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴） 何かございますか。

委員（留守広行） 平成29年3月定例会会議録の15ページ、須田次長さん、課長さんの発言の中で、「今後の調理士同士の」、この空白は何か入るのか、それともただ空白になってしまったのか。

教育総務課課長補佐（角田克江） 休憩をお願いします。

委員長（後藤眞琴） では一旦休憩をします。

---

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） 休憩ありがとうございました。

15ページの部分につきましては、「調理人同士の職場のコミュニケーションも含めて」ということで、「コミュニケーション」が入ります。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。よろしいですか。

それでは、先ほど角田課長補佐からご説明がありましたように、てにをは等、そのような打ち間違いがあるかと思いますが、その点に関しましては担当の角田課長補佐それから教育長、

教育委員長がもう一度見直して訂正したいと思いますけれど、それでよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長(後藤眞琴) では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

教育総務課課長補佐(角田克江) ありがとうございました。

委員長、すみません休憩をお願いします。

委員長(後藤眞琴) それでは、暫時休憩といたします。

---

委員長(後藤眞琴) それでは再開します。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐(角田克江) それではまず、平成29年1月臨時会議から平成29年3月定例会議まで審議いただきましてありがとうございました。

それから本日、委員の皆様のお手元に平成29年4月臨時会から7月臨時会までの会議録をお渡ししております。こちらにつきましては、次回の会議までにお目通しをいただきまして、修正点とかございましたら、ご指摘のほうをお願いしたいと思いますので、お忙しいところ申しわけございませんが、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

---

## 報告事項

### 日程 第 3 行事予定等の報告

委員長(後藤眞琴) それでは次の報告事項に入りますが、報告事項に入る前にお諮りいたします。

以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会については日程の最後に行うことにいたします。

本日の「日程第5 報告第16号 平成29年度生徒指導に関する報告(6月分)」及び「日程第6 報告第17号 平成29年度学習・生活習慣調査(第2回)に関する報告」並びに「日程第7 報告第18号 指定校の変更について」は、個人情報等を含む議事であり非公開とす

べきと考えますが、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、ご異議なしと認めます。

報告第16号から報告第18号までは秘密会とし、議事進行は、その他の「日程第17 平成29年8月教育委員会定例会の開催日について」が終了した後に行いたいと思います。

秘密会においては、傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項、「日程第3 行事予定等の報告」を事務局から報告お願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、事務局から行事予定表について説明申し上げます。

事前にお渡しはしてはしておりますが、差し替えということで本日委員さんのお手元に新しい行事予定をお配りしておりますので、そちらに沿って行事予定のほうを報告したいと思います。

まず8月1日ですが、教育委員会自己点検・評価委員会が午後2時から南郷庁舎で開催されます。

2日につきましては、町内教職員・いじめ問題対策連絡協議会と合同研修会が午後2時からこごた幼稚園で開催されます。

それから8月3日ですけれども、この日はみやぎ総合文化祭吟詠剣詩舞の部の開会式が文化会館のほうで行われまして、教育長出席の予定です。同日、南郷小中合同サポートプログラム事業研修会が南郷庁舎のほうで開催されます。

8月4日は、町内防災担当者研修会が本庁舎で午後2時から開催されます。

8月5日土曜日ですけれども、郷土資料館オープニングセレモニーが午前10時から行われます。委員の皆さんにも、ぜひ出席のほうをお願いしたいと思います。

翌日6日は、えきフェスM I S A T Oが駅東広場で開催されます。

8月8日火曜日ですが、教育委員会自己点検・評価委員会、こちら南郷庁舎で9時半から開催されます。教育長、次長出席です。

それからあと、こちらは郷土教育事業の関係もあるのですが、8月13日牛飼公園の相撲場におきまして、第44回美里町ちびっこ相撲大会のほうが開催されます。

そして8月18日は、美里町の議会全員協議会、こちらにつきましては教育長と次長が出席しまして、自己点検・評価委員会の報告をすることになっております。

そして8月21日が美里町議会8月会議、10時から議場で行われます。

それから8月24日、平成29年度第4回教育長連絡会定例会が、午後2時から大崎合同庁舎で開催されます。

25日金曜日が町内小中校長会、9時から南郷庁舎で開催されます。

8月28日からは町内の幼稚園、小中学校第2学期が始まります。

翌29日ですが、平成29年度宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会が、午後1時半から登米合同庁舎で開催されまして、後藤委員長、佐々木教育長が出席の予定です。

それから、9月上旬の行事等についても、あわせてご報告させていただきますが、9月2日土曜日、町内各中学校の運動会が開催されます。こちらには、その他のほうで各委員さんに各中学校に出席をお願いしたいと思います。

それから9月3日日曜日は、会場はトレーニングセンターになるのですが、第12回美里町こどもふれあいまつりが開催されます。

それから山神社遷座百年記念大祭が9月2日の宵祭り、9月3日、本祭りで開催される予定でございます。

私のほうからは以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、行事予定等の報告を終わります。

---

#### 日程 第 4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第4 教育長の報告」をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） それでは、日程に沿って報告させていただきます。

まず一番目、7月の校長会、4日に実施しておりますが、そこでの主な内容、連絡事項を裏面に書いてありますので、ご覧いただきたいと思います。

「はじめに」ということで、2つほどそこに書きました。

7月4日の時点では夏休みを目の前にしてありまして、1学期も大変少なくなったということで、先生方の指導に感謝したいと。そして、子どもたちにとって有意義な夏休みになるように事前指導をお願いしたいと。

それから中学校関係ですが、県中体連、7月22日から実施されましたが、そこに出場予定生徒数が、陸上と総合体育大会合わせて175名出場の予定で、実際出場しております。ぜひ、頑張ってもらいたいということをお話ししました。

それから2点目は、第1学期の反省と第2学期の取り組みということで、1学期の反省をもとに、2学期十分反省を生かすような取り組みをお願いしたいと。特に、児童生徒の実態で不登校、いじめ等々、これはゼロではありませんので、十分アンテナを高くして学校全職員態勢で、特にいじめから不登校に結びつくというようなことのないように、十分配慮をお願いしたいということをお話ししております。

それから(4)小学校間の交流ですね。これ、保護者からも大分要望がございました。なんごう幼稚園以外、ふどうどう幼稚園、こごた幼稚園は小学校に入るときにそれぞれ分かれていくと。そして中学校に入るとき、また一緒になる。せっかく幼稚園でのきずなを維持といいますが、続けてほしいということで、小学校同じ学年で交流をやっていただいて、子どもたちの友達関係の輪を広げて、あるいは確認などありますが、やっていただきたいと。将来、中学校再編に向けても、そういったことも大変大事なので、ぜひお願いしたいということをお話ししてあります。

それから大きな3点目につきましては、今日の後ほど岩淵専門指導員からも話を予定していますけれども、新しい学習指導要領移行期間に対応ということで、小学校5・6年生のいわゆる教科としての英語の指導、それから来年度から実施される「道徳教科」と書きましたが、正式には「特別の教科 道徳」ですね、それへの対応。中学校は平成31年度から実施になります。その準備ということで、関係の先生方に集まっていただいて研修会をしますということをお話ししてあります。

急ぎます。

5番目の安全管理等々についてであります。特に(2)夏休みを控えているということで生徒指導について、水難事故、交通事故、祭り行事あるいは不審者対応など十分事前指導、それから保護者との連絡体制、先生方はもちろんのことそういったことを確認して未然防止に努めてほしいと。万が一発生した場合の対応、素早的確な対応によって被害を最小限に防ぐということにも結びつきますので、よろしくお話ししたいと。なお、水難事故につきましては、この教育委員会が始まる前に状況だけちょっと報告させていただきましたが、まだ内容がはっきりしていない部分もありますので、次回の臨時会あたりで詳しく報告させていただきたいと思っておりますけれども、小学校の低学年、1年生の男子児童が水難事故に遭っていると、そこまで

一応今回報告させていただきます。

校長会の話から、ちょっと今、横にそれでしたが、水難ということでお話しさせていただきました。

それから、特にお願いしたのは(4)施設管理ですね。いろいろな小破修理とかあるわけですが、関係機関とかあるいは議員さん方から、どうぞこの学校、ここの部分が壊れているのだけど、教育委員会でわかっているのですが、把握していますかとか、問い合わせがないわけではありませんで、そういうことなども触れながら、校長先生方をお願いしました。

とにかく修理しなくてはいけないのは、これは安全・安心という観点からぜひお願いしたいし、教育委員会で毎月職員が回って点検すればいいところなのですが、そこまで手が回らないので、ぜひ学校のほうで調べていただいて、それぞれの学校で対応できる分については即対応してほしいし、ちょっと難しい場合は教育委員会に連絡をしていただきたいと、そのことを確認しております。

それから、この時期になりますと台風等による洪水等々が考えられますので、その辺、特に美里は水害という視点で十分注意を促していますので、なおさら確認をお願いしたいと。台風による倒木なども、休み中ないわけではありませんでしたので、そういったお話をしております。

6番目、その他でそれぞれの行事の連絡。(3)の、これは後でまた出てきますけれども「社会を明るくする運動」作文コンテストで、そこに入賞者、不動堂中の武田 陽さん。今、2年生です。昨年は1年生だったのですが、かなりすばらしい賞をいただきまして、今月25日、「社会を明るくする運動」の講演会が駅東地域交流センターでありまして、その講演が始まる前に武田 陽さんが会場に来て、優秀作文をみんなの前で読んで、大変すばらしい作文でした。それを校長会でも紹介しました。

では、表のほうにお願いします。

2番目の主な行事・会議等ではありますが、6月の後半、教育委員会定例会が終わってからの行事で、26日、中学校の再編整備について意見交換会、小牛田中学校6時半から行っております。引き続きほぼ毎日のようにやりまして、7月6日で幼稚園、小中学校の保護者の皆様の意見交換会を終了しております。後ほど次長のほうから関係のお話があるかと思っております。

それからずっといきまして、6日、こごた幼稚園の指導主事訪問があり、教育委員会臨時会、本庁舎で1時半から行っております。この内容は、今日の審議事項にも議案第6号で出てきますが、来年度から小学校で実施される「特別の教科 道徳」の教科書について、臨時委員会で

承認をしていただいて、特別支援教育関係の一般図書についての協議を、その臨時会でやっていただいて、美里町の教育委員会としてこういう考え、これをこういうふうにまとめましたということをお大崎の採択協議会にお知らせするための臨時会を開いております。その後、教育委員の皆様と一緒に古川東中学校の学校訪問、施設訪問に行っております。

それから8日土曜日ですが、夕方7時から中埴コミュニティセンターで、中埴地区の保護者を対象に、中学校再編整備に向けての具体化に向けての住民懇談会と書きましたけれども、それを開催しております。なお、次の日の日曜日、3会場、それから1週間後の15日土曜日、1つの会場、16日日曜日、3会場、合計8会場それぞれ意見交換会を実施しております。教育委員長さん初め教育委員の皆様方にもご出席いただいております。感謝を申し上げたいと思います。

それから、10日に教育委員会の自己点検・評価委員会を実施しております。本日の協議事項の日程第12にあります、そのことについての第1回目の顔合わせ会と、それから委員長などの役割分担を決めております。それから、今後の点検・評価の日程内容などを確認しております。

それから11日4時から、大崎市役所岩出山支所で大崎地区教科書採択協議会。臨時会でそれぞれ決めていただいたこと、あぁいった内容を1市4町からみんな出されたものをそこで協議をし、あるいは専門委員からのお話を聞いて、そこでどの教科書、どこの会社の教科書を取り扱うかということをお採択協議会で決定しております。これ、後ほど日程第8のときに詳しくお話しさせていただきたいと思います。

それから22日、県中体連開始しております。

25日、先ほど申し上げました「社会を明るくする運動」の講演会、内容はそこに書いてあります。

同日に、町内の小中学校の道徳教育推進教師、それから教務主任等合同研修会、これは新しい学習指導要領、先ほど申し上げました、校長会で提案したその内容の会議であります。

それから、今後の主な予定ですが、明日28日、中体連東北・全国大会出場する生徒が4名ほど決まりました。それで別紙資料で、表敬訪問資料ということで手元にあると思いますが、この生徒4名、明日8時半に本庁舎に集合していただいて、表敬訪問ということで町長に挨拶に行ってきたいと、そういう予定であります。

それから31日に、「特別の教科 道徳」の教科書などの公表が午前8時半というふうになっております。後ほどまたやりたいと思います。

それから4点目ですが、8月1日付、教育委員会で調理員の途中人事異動を行いました。これは、南郷給食センターの調理、民間委託ということで、それに関連しまして、1学期は町の調理員を1名だけセンターのほうに配置しまして、8月からは調理部門全て向こうをお願いをするということで、中村ひろみ調理員を青生小のほうに異動、青生小の林久江調理員を北浦小にと。なお、北浦小にいた門間恵美さん、非常勤の調理員さんは今月いっぱい退職と。その後は幼稚園等々でお仕事していただく予定になっております。そういった関係で人事異動を行っております。

5番目、中体連東北・全国大会出場生徒一覧は、先ほどの表敬訪問資料をご覧いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまのご報告に質問等ございますでしょうか。誰かありますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、教育長の報告を終わります。

---

#### 審議事項

日程 第 8 議案第6号 平成30年度使用教科図書の採択について

委員長（後藤眞琴） それでは、さきに協議したとおり報告第16号から報告第18号までは秘密会となりましたので、議事は本教育委員会の最後に行います。

教育総務課課長補佐（角田克江） すみません、休憩をお願いします。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩といたします。

---

委員長（後藤眞琴） それでは再開いたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） すみません、審議に入ります前に資料の訂正をお願いしたいと思えます。

すみません、本日の定例会議の日程なのですが、日程第12 議案第10号案の次、

協議事項、日程第12がまた出てきておりますので、申し訳ございません、協議事項につきましては日程第13、日程第14、日程第15、それからその他が日程第16、日程第17と1つつ繰り下げをお願いいたします。すみませんでした。よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） それでは審議事項に入ります。「日程第8 議案第6号 平成30年度使用教科用図書の採択について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） では、委員長さん、最初に私のほうで内容をお話ししまして、日程等については、事務的な部分については渡邊主査のほうからお話を申し上げさせていただきたいと思っております。

平成30年度の使用教科用図書の採択についてであります。先ほど教育長報告でも申し上げましたけれども、7月11日、大崎地区教科書採択協議会を岩出山支所で行っております。そのときに、来年度から小学校で使われる「特別の教科 道徳」の教科書について、8社からのいろいろな見本の教科書を閲覧をして、それぞれ市町村でまとめたものを持ち寄りまして協議をいたしました。それから、その採択協議会の組織の中に専門委員という方がいまして、学校の先生方で組織された委員会ですが、その代表者からも、現場の先生方の、そういった専門委員の先生方のまとめたものなども協議会で説明をしていただきました。

その結果なのですけれども、美里町で提出しました、臨時会でまとめていただいた「特別の教科 道徳」につきましては、東京書籍ということに大崎地区の採択協議会でも決定されております。1市4町のうち1市3町が東京書籍の教科書がよくだろうと。それから、専門委員の代表の方全部、会社のそれぞれのいい点、あるいはちょっとここはこうだというような指摘事項なども含めてお話がありましたが、その中でやはり、東京書籍が専門委員の方の意見でもありました。そういったことで協議をしまして、東京書籍の道徳の教科書を採択するというふうになりました。

それから、一般図書については、美里町でも採択希望に丸印をつけて出しておりますけれども、これは全部1市4町同じでありました。一応、採択協議会の内容をお知らせするというふうに思います。

それで、一般公表までの今後の日程等々について、渡邊主査のほうから報告させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） よろしく申し上げます。

教育総務課主査（渡邊 聡） 渡邊です。よろしくお願いいたします。

事務手続について説明させていただきます。

お配りしております資料のほうをご覧くださいと思います。

こちら、大崎地区教科用図書採択協議会の会長からの通知になっております。

こちらの文書の中段に、採択結果の公表について記されておりますが、こちらは「大崎地区1市4町において一斉に平成29年7月31日午前8時30分以降に公表を可といたしましたので御承知願います」というふうに記載されております。7月31日8時30分以降に公表という事務手続になります。

さらにその下のところですが、各教育委員会定例会における採択結果の報告の完了については、平成29年7月28日、明日ですが、明日までに採択協議会事務局に連絡する流れになっております。

本日、道徳の教科書の採択についてお認めいただいた内容につきまして、明日までに教育総務課事務局のほうから採択協議会の事務局のほうに電話連絡をさせていただければと思います。また、採択結果の公表につきましては、町の広報8月1日号に掲載をさせていただければと思います。広報のほかに、町のホームページのほうにも掲載をさせていただければと思います。

以上、簡単ではございますが事務手続のほうの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問はございますでしょうか。

この1市3町で東京書籍、専門委員も東京書籍で、ほか1つですか、これはどこになるのか。

教育長（佐々木賢治） すみません、ちょっと資料を向こうに置いてきましたので。

委員長（後藤眞琴） それでは後で。

教育長（佐々木賢治） 後で。

委員長（後藤眞琴） では、お願いします。

ほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） よろしいですか。では、討論なしと認めます。

それでは採決を行います。

議案第6号 平成30年度使用教科用図書の採択について、賛成する委員の挙手をお願いし

ます。

(賛成者挙手)

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

どうもありがとうございます。

---

日程 第9 議案第7号 美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則  
について

委員長(後藤眞琴) 次に、「日程第9 議案第7号 美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課主査(渡邊 聡) 教育総務課主査の渡邊です。説明させていただきます。

こちらの美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則を提案させていただき理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、改正後の児童福祉法に、これまで「情緒障害児短期治療施設」というふうに記載されていたのですけれども、こちらを「児童心理治療施設」に改められたことに伴いまして、規則の改正が必要となったものでございます。

こちらにつきましては、今回のこの規則につきましては子ども・子育て支援法に基づいて、私立幼稚園の幼児の保護者が負担する利用者負担額ですけれども、こちらを定める規則なのですが、こちらにつきましては、私立幼稚園に就園する幼児の順番を第1子、2子、第3子以降と区分して利用者負担額を決定しております。こちらについて、幼稚園や保育所のほかに情緒障害児短期治療施設に入所している幼児につきましても、順番を決める際に含めるという規定が規則の中に定めております。こちらについて、今回名称が変わったことによりまして、規則のほうも名称を改めさせていただきということにさせていただければと思います。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問ございますでしょうか。

これ、名前が変わった理由は何なのですか。

教育総務課主査（渡邊 聡） こちらの変わった理由につきましては、調べさせていただいたのですけれども、情緒障害児という言葉が、定義が明確ではないということが以前から誤解を招くのではないかという声が出ていたようです。またあと、この施設に入所する期間が2年以上にわたる子どもも結構いるということで、短期という言葉が実際の実態と合わないのではないかということが背景にあるようです。

数年前から、児童心理治療施設という言葉を通称という形で実際に使っていたということで、今回の法改正は、その実態に合わせるという形で改正されたということになります。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

委員（成澤明子） 美里町私立幼稚園に行っているのですよね。（「はい」の声あり）そういうお子さんというのは、何人もいらっしゃるのですか。いわゆる今度は児童心理治療施設に当たるところに行っているお子さんというのは、そんなにいらっしゃるのですか。

教育総務課主査（渡邊 聡） こちら、子ども家庭課のほうに確認いたしましたが、通っている園児等はいないということで。

委員（成澤明子） 美里町には該当している子どもさんはいないと。

教育総務課主査（渡邊 聡） いないというふうに、はい。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、討論なしと認めます。

それでは採決を行います。「議案第7号 美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則について」に賛成される委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

委員長（後藤眞琴） 次に「日程第10 議案第8号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課主査（渡邊 聡） 主査の渡邊です。説明させていただきます。

こちらの美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則につきましても、先ほどご説明させていただきました美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則と同じ理由で提案させていただいております。

こちらにつきましては、美里町立幼稚園に就園している幼児の保護者を対象に、保育料等を減免することで保護者の経済的負担を軽減する規則なのですけれども、こちらの減免対象の幼児の順番についても第1子、第2子、第3子以降というふうに区分をしております、それをもとに減免額を決定しております。こちらの第1子、第何子かという順番を決める際に、こちらの規則につきましても情緒障害児短期治療施設というものがございまして、今回の児童福祉法の一部を改正する法律の改正にかかわってございまして、児童心理治療施設というふうに文言の変更という形をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問ございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） よろしいですか。

討論なしと認めます。

それでは採決を行います。「議案第8号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則について」に賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

---

日程 第11 議案第9号 美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する規

## 則について

委員長（後藤眞琴） 次に「日程第11 議案第9号 美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する規則について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは説明します。

この規則を制定する予定できました。しかし、町長の事務執行部から、町内に現在、いろいろな防犯カメラが民間も含めて多く設置されているのですが、それらの設置と取扱いについての条例整備が必要になってくるのではないかと、それができてから教育委員会で規則を制定ほしい、そこまでは要綱などで制定して欲しいとお話がありました。

それで、何も決まりもなく運用するわけにはいかないもので、規則の制定ではなくて、1つの基準として要綱の制定で進めたいという考えです。要綱を制定して、町のほうで大もととなる防犯カメラの管理運用に関する条例をつくりましたらば、こちらを要綱から規則に格上げをしたいというふうに考えています。

それで今回、要綱として定める場合は、委員会のほうにご審議をお願いせずに教育長決裁で定めることができるわけですが、内容的には、教育委員の皆さんにもおわかりいただきたいと思いますので、ご説明申し上げて、そして8月1日からの施行に向けた要綱の制定を行っていきたいというふうに思います。

それで、まず要綱または規則を制定する目的ですが、4月の小牛田中学校における火の不祥事等がございました。それらも含めて外部からの侵入者、それらを防ぐために、各中学校にそれぞれ出入口を撮影するカメラを設置しています。それから、なんごう幼稚園、ふどうどう幼稚園、そしてごごた幼稚園と新しく建設した各幼稚園の施設の建設時に、園児を守るための防犯カメラをそれぞれ複数台設置しています。小学校においても、一部の小学校を除いて、正面玄関あるいは裏口から入ってくる侵入者を撮影するための防犯カメラを設置しています。

それらを設置して犯罪を防止する、あるいは子どもたちを守るということは大変よろしいことなのですが、そこに撮影された映像をむやみやたらに外部に流出しないように、あるいは目的外的の使用をしないように、それは当然、撮影したものは個人が映っているわけですから個人の情報となってくるわけです。それらの個人の情報を守るために設けるものでございます。

それで、第1条からは、ただいま申し上げた目的と、それから第2条は定義です。定義の中で、防犯カメラ装置と述べているのは、この防犯カメラは、撮影するカメラとそれからそれを映すモニターとなる画面、表示装置というのですか、モニターがあります。それから学校によ

っては、それを記憶する装置もあります。これら3点をセットで防犯カメラ装置と呼びたいということです。

それから、その中で撮影されたデータについては個人情報記録データとして位置づけます。そして、これらを管理するものを管理責任者、そして機械を管理者の指示に従って操作する者を操作担当者という形で定めています。

3条はまず飛ばしまして、4条ですが、管理責任者の責任を第4条に定めています。これは、この装置一切の、データを含めた装置一切あるいはデータ等の管理の責任を持つ者。学校においては学校長、幼稚園においては幼稚園の園長です。不在の場合には、学校においては教頭、それから幼稚園においては主任教諭あるいは主幹教諭、副園長という形になります。

それから、管理責任者は、あらかじめその操作をする教職員を指名する。その指名された者が、第5条にあります操作担当者という形になります。この操作担当者以外には操作をさせてはならないというふうに決めています。ですので、誰でもがこの操作、カメラだったりあるいはモニター画面だったり、あるいは記録装置を操作できないというふうに取り決めをしています。

そして、第6条それから7条のところには、個人情報の取り扱いについていろいろと規定しています。要点のみを申し上げますと、撮影するデータは2週間から4週間の期間の範囲内で保存はします。しかし、その後はその上に上書きをする形で順次次々消していくということです。

それで、そのデータを消す場合、特に記録している媒体のほうですが、記録している媒体となっている装置については、しっかりと破碎、焼却等を行って、しっかりと確実に媒体を破棄するということを管理責任者が責任を持って行うということになります。

そして、そのデータの残っている記録装置の破棄については、いつ、どのような形で破棄したか、装置全体もそうでございますし、あるいは装置の中に入っています本体の記録ディスク、それらの破棄についての状況を記録として残しておくということを義務づけています。

それから、第8項のところなのですが、管理責任者が特に認めた場合以外は、このデータを外部に取り出してはいけなということです。あるいは目的外に使ってはいけないということです。もし、これを外部に持ち出す場合に関しては、管理責任者の許可をもらい、そしてその後のデータの使い方につきましては、ここにありますように最小の期間をもって、使い終わったら消却するということです。

そして、そのように外部に持ち出すことができるケースとしては、第7条第2項に定めてい

るケースに限ってくるということです。(1)から(3)、第1号から第3号までありますが、これ以外については外部への持ち出しは認めないということを規定してございます。

これによって、目的外使用あるいは外部へのデータの流出をさせないということを規定するのが、一番、この規則あるいは要綱の大切な部分になってくるのかなというふうに考えています。

既に中学校のほうも7月中旬に設置しまして、試運転が行われて防犯カメラが作動しています。でございますので、先ほども申し上げましたが、早速要綱で制定し、8月1日からの施行にしていきたいと。施行するに当たりましては、生徒というよりは学校の教職員に対する規制でございますので、校長先生を通して学校のほうから教職員に周知していただくよう、教育委員会のほうから指示をするという形になっております。

内容的には以上でございます。規則ではございません。要綱で定めていきたいということになります。

そして、先ほども申し上げましたが、町の母体となる条例ができましたら規則に格上げをするといえますか、規則に変更すると。その際には、もう一度ご審議をいただくこととなります。

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

暫時休憩をしてよろしいですか。暫時休憩をします。

---

委員長(後藤眞琴) それでは再開いたします。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) それでは、審議事項でお願いしましたが、このような経過でございますので報告案件に変えさせていただきたいというふうに思います。

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問等ございますでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長(後藤眞琴) なければ次の審議事項。

---

日程 第12 議案第10号 美里町学校給食調理施設運営委員会委員の委嘱について

委員長（後藤眞琴） 「日程第12 議案第10号 美里町学校給食調理施設運営委員会委員の委嘱について」を審議いたしたいと思います。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それではご説明します。

これは、美里町学校給食調理施設運営委員会委員がお二人、3月31日付で辞任されたので、その後任としまして、4月1日付で南郷中学校の校長に赴任しました及川功次郎氏、それから4月1日付でPTAの代表のほうから関原英明さんが推薦されてきましたので、このお二人を新しい委員として委嘱をしたいという考えでございます。いずれも役職の入れかえによる辞職と、それから後任の就任という形になります。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。

ただいまの説明に質問ございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） 本議案は人事案件につき、討論はいたしません。

それでは採決を行います。「議案第10号 美里町学校給食調理施設運営委員会委員の委嘱について」に賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） ありがとうございます。

挙手全員です。よって本議案は議決されました。

---

## 協議事項

日程 第13 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第13 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」を協議いたします。

事務局より協議内容の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それではご説明します。

今日お配りしておりました資料ですが、そちらのほうをご覧願います。

これは、毎年行っています教育委員会の自己点検・評価というものでございますが、最初にお詫びを申し上げますと、かなり短期間の中で作業したという言いわけですが、その関係でかなり誤字脱字あるいは表現等に誤りがございました。そちらのほうにつきましては、事務局のほうで直させていただくということで、ご了解をいただきたいというふうに思います。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

その前に、まずこれからのスケジュールですが、本日、協議いただきまして、この内容であれば教育委員会の評価委員会、3人の委員で構成していますが、そちらのほうにこの報告書をもとに意見を求めるということをしていただければというふうに思います。

それで、評価委員会のほうの会議予定としましては、冒頭で角田課長補佐のほうから申しあげましたように、8月1日午後2時から開催するのを予定しています。それで、その場でご意見をいただき、いただいた意見を、この報告書の43ページ以降なのですが、評価委員会からの意見というところにまとめたいと思います。その評価委員会の意見をいただいて、そして最終的なまとめを次の会議でご審議いただければというふうに思います。

その後、議会のほうに提出するわけですが、議会に提出する前に議会の全員協議会の開催をお願いしまして、議会の議員の皆さんに内容を説明したいというふうに思います。その日程が、議会とそれから町長のほうの日程によりまして8月18日に開かれる予定です。別案件がありまして議会全員協議会が開かれますが、それとあわせて、この教育委員会の自己点検・評価も一緒に説明をさせていただきたいというふうに思います。その後、もう一度8月の定例会でご審議をいただいて、最終的に決定をして、その決定したものを8月末までには議会に提出するというふうにしたいと考えます。

でございますので、8月1日に教育委員会の評価委員会が開催され、意見が出されまじらば、その意見を見て、さらにはこれまでのこの内容等からまとめをつくっていかねばいけないと。そちらのほうの協議を8月上旬、日程的には事務局の希望としましては8日の午後、臨時会をお願いできればなというふうに思っています。そのようなスケジュールで進めていきたいという考えです。

それでまず、今回の構成とといいますか作り方なのですが、これは前年度にかなりなっているといいますか、前年度を踏襲している部分が多くの部分でございます。

それで、前年度と変わったところとといいますか、変更になったところを中心に説明を申し上げます。

開いていただきまして目次、1ページからありますが、大きいローマ数字ののところは、

これは前年度とほぼ同様です。それでローマ数字の の点検・評価のところですが、この構成も主に同じです。しかし、 、点検・評価の結果のところ、(1)(2)(3)とあるのですが、この(3)教育委員会が管理及び執行する事務、ここを 、 という形で2つに分けています。前年度までは 執行状況だけ行ってきましたが、前年度の反省といいますか、改善点ということで、まず法令点検のほうをもう少し詳しく見なくてはいけないということで、法令点検の作業を加えています。それが別紙でお配りしました資料という、1ページから12ページまでにある資料です。これをめくっていただきますと目次があって、関係法令チェックシートという名称にしていますが、それぞれの事務に関係する法令をそれぞれ可能な限り拾い出して、それらがきちんと守られているか、遵守されているかをチェックしたシートです。その点検評価の作業を今回は新たに追加したという内容です。これが前年度との違いです。

それから順不同になりますが、評価をする前、評価に入る前、このローマ数字大きい で前年度の課題の改善状況というのを入れています。これは当然のことだと思うのですが、前年度指摘のあった、前年度自己点検で見つけた課題がどのように改善されているのかというところを、3ページぐらいのページを割いて点検をしているという状況です。

それでは、中の内容を見ながら説明していきたいと思います。

最初に、大きいローマ数字 の1ページから10ページまでは前年度と同様ですので、ここは飛ばさせていただきます。

11ページをお開きください。

ここの11ページにつきましても、対象を書いています。これも前年度と同じ形で3つ、教育委員会の会議運営についてと、それから2つ目に教育委員会が管理執行する事務、3つ目には総合計画を推進するための取り組みというふうに対象については変わりはありません。

点検・評価の方法なのですが、これについても一度教育委員会のほうから委員会のほうに提案をして原案を出して、それに対して委員会のほうが意見を書いて教育委員会のほうに提出し、その提出された意見を教育委員会のほうにフィードバックをして、最終的には教育委員会がまとめるという流れ、これは変わりません。

点検・評価の作業につきましては、先ほどお話ししました法令点検のチェックシート、関係法令チェックシートの作業を1つ追加したということでございます。

それから次でございますが、13ページ以降に前年度の課題の改善状況等を載せているところです。前年度発見したあるいは指摘された課題には2つございまして、みずからで課題として見つけた分と、それから評価委員のほうから指摘のあった課題ということで14ページの下

段から書いていますが、これら17点ほどございます。これらについて、それぞれ評価をしたのがこの内容ということでございます。

それから次が点検・評価の結果ということで、16ページ以降がこのような形でずっと記述をしているということです。

大きな点で申し上げますと、教育委員会の会議運営で問題とされてきたのは、こちらの事務局の作業の遅れが主な原因なのですが、1点目は教育委員会の会議資料が事前配付、全てそろわないということで、毎回のように、特に私が担当する業務がかなり多い分を占めているのですが、当日の配付になっていることが、これは1つ指摘しなければいけないと、この改善を今後早急にしなければいけないというのが1点目です。

あともう1点は、終わった後の会議録の作成が、かなり時間を割いてしまっていると。今現在もかなり遅れた状況です。そして、その会議資料の作成が遅れることによって、会議規則で定められている次の定例会で承認を求めるところが守られず、次の次の定例会だったり、さらにはそれ以降の定例会だったりという形で遅れてしまっているということです。

この遅れが、その後の会議録の公開にも当然影響してきまして、会議録の公開がかなり遅れているということです。ですので、会議録の公開が遅れることによって、町民の皆さんがリアルタイムに教育委員会の議論を見ることができないと、動きを見ることができないということで説明責任を問われるのが当然だろうということです。

ですので、この点が今、教育委員会の会議運営の中で最も改善しなければいけない、それをわかっていればやれという形になるのは当然のことなのですが、事務局としても、この辺、フローチャートをしっかりとつくって、そのフローチャートがいつの時期で何をすると、1つ1つの会議に期日を定めながらしっかりと遵守していきたいという考えです。

今、その作業に取りかかっていますので、何とか9月ぐらいにはこの遅れを取り戻して、正規の正しい流れに持っていきたいという点が、28年度の事業から振り返った、29年度における点検・評価の教育委員会運営にかかわる大きな改善点、反省すべき点というふうに考えています。

それから、教育委員会の所管する事務あるいは管理する事務、執行する事務でございますが、これについても前回と同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、旧法ですが第21条に規定している市町村が行う事務について、どのような状況であったかということの1年間の状況を記述している内容です。

昨年度、28年度の点検・評価で何点が見つかりました。それらについては改善しているも

のもありますし、まだされてないものもあります。

まず改善したものについては、13ページ、14ページに書いているのですが、改善したものについては教育財産の財産台帳ですが、こちら整備されない状況でした。しかし、これにつきましては、22ページにも書いていますが、これまでの状況を改善しています。と言いますのも、これまでの状況は財産を管理する台帳のシステムがあるのですが、それが教育委員会では使えない状況だったのですが、それを使える状況になりましたので、本庁舎で管理している財産を教育委員会としても一緒に見たり、あるいは操作したりすることができるということで、町の財産のうち教育財産になっているものについて、教育委員会で管理できるようになったということです。それが今年の年度途中からできるようになりました。

それから、人事評価が前年度、28年度の点検・評価では、その前の年度の27年度は実施していなかったのですが、28年度からは教育委員会が組織全体として点検・評価に取り組んでいるということです。

それから、研修も研修を実施して終わりという形でしたが、それにつきましては、一部ではございますがアンケート等をとって次の年度に役立てているということです。

それからもう1点、大きい点は、幼稚園における学校薬剤師の配置ですが、学校薬剤師が配置されていないことによって、学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査が実施されていませんでしたが、それにつきましては、昨年9月に補正予算で予算を措置していただきまして、10月1日から幼稚園薬剤師を配置して、そして環境衛生検査を実施しておるということです。そういった点が改善された点というふうに考えております。

しかし、改善されない点につきましては、先ほどお話ししましたような会議録の公開等、そちらのほうがかかなり遅れているということについては、持ち越しの課題というふうになるかと思えます。

それから、今回新たに取り入れた法令の順守状況についてでございますが、それにつきましてはそちらに記載したとおりでございますが、この資料の抜粋、別冊の資料のほうをご覧くださいますと、右側の欄に点検の欄がありまして、そちらのほうに と×とそれから、それから対象外の外という字を書いています。これらでそれぞれ分けています。は法適用と申しますか、法の規定どおりに守られていると思われる場合。それから×は守られていないという場合です。それから は、努力するとか努めるという規定にはなっているのですが、その辺少し、今後の取り組みをもう少し町としては検討しなければいけないのではないかとこのころを にしています。それから外となっているのは対象外と。現在においては、まだ対象外

になっているというものでございます。

これが1ページから51ページまであるのですが、かなりのボリュームだったのですが、これらを1個1個点検していきまして、お配りしたところにありますように、幾つかの点が見ついているということです。主に大きい点を申し上げますと、就学時健診を11月に実施していますが、検査項目のうち1つ、聴力検査が抜けていたということが発覚しました。これについては、一斉検査ではなかなかやりづらいところがありますので、各幼稚園に保健師あるいは看護師等が出向いて機器を使って調査をし、その調査の結果を耳鼻科の学校医に見ていただいて判定していただくというような方法等を考えながら、29年度からは実施していきたいというふうに考えています。

あとそのほか届け出等でございますが、共同調理施設であります南郷給食センター施設での届出の忘れ、あるいは去年7月1日に「後藤の朱槍」ですか、あちらのほうで町の指定有形文化財に指定しましたけれども、それも文化庁のほうへ県を通して届け出しなければいけないのですが、そちらのほうでしていなかったというのが発見したりしています。そちらは、英文に全部書き直しをして出さなくてはいけないということで、その作業に取りかかっているうちに違う作業に、結局、英訳のほうで時間がかかってしまって遅れているということです。今、その作業を進め、でき次第出すということでございますので、何点かチェックをしながら見つかった点については改善に向けた取り組みを現在行っています。

それから、総合計画の取り組みに対する推進、これにつきましては前年度とほぼ同様です。この中でどうしても欠点として出てきますのは、学力等が、基礎学力のほうで前年度に比べて、ちょっと県平均、国の平均から開いてしまったということが反省すべき点でございました。

その他、それ以外は前年度とほぼ同じような取り組みはされているかなというところがございます。

以上、点検・評価を行ったところまでまとめたところのお示しをしまして、評価委員会の皆さんから意見をいただき、そしてその意見を教育委員会のほうにフィードバックをして、最終的なまとめをしていきたいという考えです。

先ほど最初でお断りといいますが、ご了解を求めましたが、まだまだ表記が不備なところがいっぱいありますので、それについては、事務局とそれから教育長と委員長さんをお願いしながら直していきたいというふうに思います。ただ、内容的には変えることはございませんので、このような内容でよろしいかご協議いただければというふうに思います。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問等ございますか。

これ1人でやったのですか。とても大変だと。特に、ことし新しく設けた資料の関係法令チェックシート、これをいちいちやっていくのは本当に大変だったと思うのですけれども、何て言ったらいいか、まだちょっとわからないのですけれども、かなり大変だったろうと思っております。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 手前みそなのですけれども、これ一回つくってしまうと、ここにそれぞれ自分の担当している部門がどのような方面にかかわっているかということ職員が気にできるので、ここに書かれているやつはあくまで国で規定したのだけです。せめて少なくとも、国が規定している法令だったり政令だったり、それぐらいは押さえておかなければいけないなというので大変でしたが、一度まずこれやっしまえば来年も使えるのでつくってみました。

委員長（後藤眞琴） どうも本当にありがとうございます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 来年以降の話で申し上げますと、来年以降は町の条例とか規則も、この中に盛り込んでいって、町のほうも守られているかというのをチェックできるようなシートをつくっていただければと思います。

委員長（後藤眞琴） ちゃんとそういうものに対する規則とか要綱とかという形で、ちゃんとつくってあるかどうか点検できますよね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。

委員長（後藤眞琴） どうぞ。

委員（成澤明子） 私も、ところどころ数字とかなかったりしたから「あれ、どうしたのかな」と思いましたが、今お話を聞いてわかりました。でも、例えば10ページのような教育相談の実施状況というようなものが書いてあると、数字が多いところと少ないところの理由とかも、教育委員会できっと経過がわかっていますので、やはりこういうのもあってよいかなと思いました。

あと、外部の外とかとか というのも、今、お話を聞いてわかりましたけれども、内容的に私は十分ではないかなと思いながら見させていただきました。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。ほか、先ほど次長さんが話されました内容の点で何かございますでしょうか。それ以外の誤植、誤字、それからこういう表現、もうちょっとわかりやすくしたほうがいいのではないかなというようなところは教育長さん、それから

次長さん、あと僕とで訂正しまして、あと評価委員会のほうに今日か明日提出したいと思いますので、よろしくお願いします。

ほか何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） では、本件は審議事項ではありませんので採決は行いません。どうもありがとうございました。

---

#### 日程 第14 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第14 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 最初に、資料を渡しますので少々お待ちください。

今、手元のほうに全部で5種類の資料を差し上げました。

1つは美里町中学生学び支援事業実施要綱1部、それから保幼小中教員研修会の資料が1部、それから学力向上支援員の研修会資料が1部、道徳、英語の資料が1部、最後に高校入学選抜結果1部ということになります。ございますでしょうか。

委員長（後藤眞琴） はい。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それではお話し申し上げます。

この後、視察もあるということですので、簡単にお話し申し上げます。

さっき、学び支援のほう、中学生向けのサマースクールをご覧になっていただいたかと思うのですが、中学生を対象に今年度は行っております。各中学校で、不動堂中学校だけ午前中、ほかの南郷中学校、小牛田中は午後ということで実施しております。南郷中学校は、隣の部屋を使ってやっているわけですが、当初、21名だったと思うのですが、昨日は突然、「申し込んでいなかったのですが時間ができたので勉強しにきました」ということで、4名ほど急にふえまして、座席をつくってなかったものですから大変だったようでした。しかし、何とかおさまって今日もやっているかと思えます。

それから活動2、ウインタースクールです。こちらも中学生を対象に冬休み中の3日間、自主学習形式で行うということにしております。これは、各中学校を会場で行います。

それから中学生の放課後学習会、活動3というところです。2学期から行いたいというふう  
に考えております。大体、授業が終わってからということになりますので、授業が終わってか  
ら希望者を募集するという形に、別な言い方をすればなるのですけれども、これも一応自主学  
習を中心に行うということになります。こちらのほうは、学校の先生ではなくて、こちらで用  
意した指導者を派遣して行うということになります。できれば学校の先生方から、「あんた受け  
たほうがいいよ」と声がけしてもらいたいのかなというふうに思っております。

それから活動4、別室登校の生徒への学習支援ということに取り組もうというふうに思っ  
ています。これは、中学生だけではなくて小学生もいれば、今のところ別室登校の児童はおりま  
せん、なので中学生を対象に行いたいというふうに考えております。

このような予定で、早速昨日からサマースクールを行っているということです。

次、保幼小中教員研修会のレジュメをご覧ください。

8月2日、間もなくですけれども、こごた幼稚園のわんぱくホールで2時から研修会を行  
います。こちらのほうは、主催が教育委員会、それから小中学校長会ということになっておりま  
す。それで共催が、美里町いじめ問題対策連絡協議会と美里町いじめ防止対策委員会、2つの  
委員会なのですね、共催ということになります。

それで、今回は仙台弁護士会の弁護士庄司弥先生をお迎えすることにしております。この  
方は築館の方でして、築館法律事務所に、普段はお勤めになっているということでございます。

それで中身ですね、およそ本人がこういうことを話したいんだということで資料をいただき  
ましたので、それをそのまま配布したほうがいいですかと聞いたら、してくださいというこ  
とでしたので、これを資料として配布するということになります。最後にアンケートをとってど  
うだったかなということを検証したいというふうに思っております。

次に、学力向上支援員の第1回研修会というのをご覧ください。

今年度から、各小中学校全校に学力向上支援員を配置しております。それで、表紙をあけて  
いただくと、情報交換の欄に職務についてということと、課題を抱える児童生徒についてとい  
うことで話し合いを持っております。それで、どういった職務をやっているのかということで、  
各学校に配置している先生方から書類に記入していただいて提出してもらったものです。多く  
はTT指導をしており、ティーム・ティーチングで担任の先生と一緒に子どもの指導に当たっ  
ているというパターンが多いようでございます。

中には少人数指導ということで、1つのクラスを2つに分けて、これは多くの学校では等質  
グループに分けて、2つに分けてやっている。能力別ではなくてあくまでも等質グループで少

人数指導を行っているということになります。

それで、課題のある児童生徒、どういう児童生徒かということ、ADHDだとかLD、いわゆる学習する上で発達障害が考えられる、診断はされてないけれども、どうもその傾向があるなと思われるお子さん方について話し合いをしてもらいました。その中で、担任の先生はどうしてもそういった、手をかけたり目をかけたりしなければならない子どもの座席を教室の前の方に持ってくるのだけれども、座席が前だと、その子のわきについて指導するとき後ろの子の邪魔になってやりにくい、できれば窓際だとか廊下際だとか、後ろのほうに配置してもらおうとスムーズに指導に入れるという学力向上支援員の先生方のお話がありました。なるほどというふうに思いました。

それから、それぞれの学力向上支援員の方が、自分で問題をつくって宿題に出したりというように、積極的に取り組んでいただいておりますので、大分成果があるのかなというふうに思っております。

以上、学力向上支援員の研修会についてでございます。

次に、道徳、英語教科化対応研修会ということで、道徳については、来年から「特別の教科道徳」ということで教科化されます。小学校も中学校も一斉にということです。それで、困ったことは評価の問題です。ほかの教科と同じように1、2、3とかの3段階による数値で評価することができないので、文言で評価するということなのですが、具体的には、文科省で出したこの文書がほとんど中身を網羅していて、コンパクトにまとめた文書です。それから、それをさらに、詳しく書いたのが、さっきの専門家会議に出した報告というもので、その内容を細かく記しております。

それで、この中の22ページを開いてください。

学習指導要録(参考)イメージとなっておりますが、恐らくイメージではありますが、このとおりになるだろうと思われれます。それぞれの都道府県教委単位でつくって、これは学校で記入するのですが、「特別の教科 道徳」という欄、太線で囲んであります。学年ごとに年度末にここに記入していくわけですが、6年生の評価と1年生の評価が逆転するような内容だと困ることになります。逆転と言いますか、1年生のほうの評価の内容が濃くてレベルが高くて、高学年のほうの内容的に低いような記入の仕方をされてしまうと、これもまた問題になりますので、その辺考えながら書いてもらわなくてはならないなというようなことになります。それで道徳の教科は、学期ごとではなくて、これに記入するために年度末に評価するのですが、そのためには、常日ごろから子どもに作文を書かせてみたり、実際の生活の中でどう実際に行

っているのかなど、細かく見ていかななくてはならないという作業が入ってまいります。その辺が、先生方は大変だなというふうに思っているようです。

それから、通信票に道德の欄を設けるかどうかということもなかなか難しい問題です。仮に設けてしまうと毎学期どういうふうに書いたらよいか迷うと思います。道德的価値感と言うのはそんなに変わるものではないので、毎学期の評価は厳しいだろうかと、私も思っています。それで、余り通信票等には道德の欄は設定しないほうがいいのかなどというような思いもしています。その辺のところを、今学校に投げかけていまして、判断は学校次第ということになります。通信票については町教委でどうのこうのということではなくて、学校単位でつくるものですので、ある程度学校にお任せという部分が強いのですけれども、かと言ってまるっきり知らないということにもできませんので、それぞれの学校の中でどういう話し合いが行われたかというのを、これからまた検討していくということになります。

それから、道德については特別支援学級の子どもと、先ほど申し上げた発達障害を持っている子どもについての評価は難しく、大変だろうと思います。特に、自閉的傾向を持っているお子さんなんかの場合、それからADHDの注意欠陥多動症というのでしょうか、そういったお子さんについては、自分の思ったことをはっきり言うものですから、例えばスーパーマーケットで試食したときに、「ほらおいしいでしょう」と出されると、うまくないと「うまくなえ」とはっきり言うのです。そういうときに、気を使った言葉遣いができるかどうかとか、そういったようなこともあるものですから、学校で生活する中でも同じなのですね。子ども同士で話ししていても、「やだ」「要らない」とか、単刀直入で返答してしまうと。相手の気持ちを考えないで話をするということがあるものですから、ただ、逆に言えば、その辺が指導の仕方なのかなというふうに思っています。特別支援学級のお子さん、それからそういった学習障害をお持ちのお子さんについては、子どもの実態に合わせて道德の価値項目を設定して、これから指導するということになります。

次に、その付箋していた物の2つ目の付箋のところをお開きください。

小学校の英語科の話です。

小学校は、32年から5・6年生で、今の外国語活動というのが英語科ということで教科になります。それで、全面実施が32年度から。それから中学校は既に英語をやっているわけですから、今度の改定に伴って中学校のほうもカリキュラムが変わりますので、中学校は33年度から、全面実施されるということです。

それで、現行よりも30年、31年度、この囲みを見ていただきたいのですが、小6でプラ

ス15、そして矢印になって50とありますよね。現在、小学校5・6年生は年間で35時間の外国語活動をやっております。それに15時間プラスして50時間の英語の時間にしますよということなのです。それから3年生、4年生は、今まで外国語活動の時間がなかったわけですが、15時間の外国語活動の時間を設けますということになります。それが30年、31年の2年間が移行期間ということになります。そして32年から全面実施という予定になっています。

それで、3つ目の付箋紙のところは、改定のポイントということで書いてありますので、これは後でお読みになっていただきたいと、目を通していただければというふうに思います。

それで、最後のレジュメの分で、小学校の英語が来年度から拡充という新聞記事がありますね。そのふやした15時間どうするんだという話なのですが、総合的な学習の時間から15時間振りかえてもいいですよということですが、まだきちっと文科省から振りかえのことは教育委員会のほうに通知がはっきりしたものが来ていません。それより先に新聞社のほうですっぱ抜いたような形になっているようです。

ということで、いずれこういうふうになるんだろうというふうに思われます。逆に言えば、今度総合的な学習の時間から15時間振りかえると、これまで立てていた計画が崩れます。総合的な学習の計画が崩れますので、それを組み直さなくてはならないという作業が出てくることになります。今のところ、英語についてはこのような状況でございます。

最後、高校の入学選抜結果をご覧くださいませ。

昨年度の、今、高校1年生のもので、昨年度のというか今年度の入試結果になっています。

小牛田農林高校が一番人数が多いでしょうか。その次が涌谷高校、そして古川高校、そしてその後が松山高校、鹿島台商業、それから南郷高校というふうな公立高校の入学の人数の多さになっているようです。その裏が、私立高校の合格者数でございます。古川学園に行く子どもが多いようです。それから明成高校ですか。あと大崎中央、仙台育英それぞれ3名ずつ、それから東陵も3名というようなことで、とりあえずは中学浪人というのは聞いていませんので、どこかに入学できたということのようでございます。

私からは以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございませんでしょうか。

この特別の教科道徳、こちらの評価は、各学校でしていいんだということによろしいのですか、そういう理解で。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 各学校ですることになるのですが、余りばらばらでも困るので、とりあえず県教委のほうでは、9月に一応目安となるようなものを出すとっているようです。それで、それを待って各学校でどのような評価にしていくのかという、町でも教育委員会としても、各学校の道徳主任さんを集めて協議をしたいというふうに考えています。委員長（後藤眞琴） 本当に大変なものなのです。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それで、評価するにも子どもがいるわけなので、教師も保護者の立場に立って自分の子どもがもってきた評価を見たときにがっかりするような評価、表現では困ると思うのです。困るというか、それが事実だと言われればそれまでなのですが、評価というもののがっかりさせるためのものではなく、次に意欲を持たせるものなので、そのような評価にしてほしいなというふうに思っております。それで、ほかの学校のものも参考にしたらいいのではないかということを行っているのですけれども。

委員長（後藤眞琴） 教員の子どもばかりでなくて、保護者にとって（「そうですね」の声あり）困りますからね。極端な評価となるのでは。

僕、8社の教科書を全部読んだのですね。本当、何というのですか、例えば挨拶はこういうふうにするのですよと書いてあるのですよ。だって、いつも立派な挨拶をしなさいと、そのときの子どもの気分というのがありますよね。それを押し殺してまでにこにこするということが果たしていいものなのかどうか。そういうことを考えさせられました。（「そうなんですよね」の声あり）それから、うそを言ってはだめだよとあるんだけど、うそと本当というのはこの世の中にあるのですよね。それで、僕、今までうそを言ってこなかったかと言ったら、うそをいっぱい言ってきたと思うのですよ。それも子どもに「うそ言ったらだめだぞ。絶対だめだぞ」と教えられるものなのかなと。そうすると、うそって一体全体何なんだろう。大人の社会、今まで人間がつくり上げた社会でうそというものがあり、うそでないものもあるということでしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それと、今言った例えば、元気に挨拶しましょうと。いつも元気に挨拶している子が今日は元気がなかったということであれば、今日何か調子悪いのではないとか、逆にそういう目安にもなりますよね。だから、いつも元気いいのはおかしいですよ、逆に言えば。あり得ないというか。

それから、ある校長が率先垂範でごみ拾いをしたそうです。そうしたら、周りに子どもたちが寄ってきて「校長先生、ここにも落ちてるよ。ここにも落ちてるよ」って親切に教えてくれる。それで、子どもは拾うわけではなくて「ここにも落ちてるから」と。でも、子どもにして

みれば親切心かもしれませんがね。その辺の答えをどうするのかという、非常に難しい問題なのです。

委員長（後藤眞琴） 本当に難しいですね。僕、あれを読みながら、昔、母親に言われたのです。中学卒業して、僕が気がつかなかったのですけれど、中学校の担任であった先生に会ったらしいのですよね。そうしたら、担任の先生が母親に会ったときに言うのには、僕が挨拶できないと。僕、気がつかなかったんだと今でもはっきり覚えているのですけれども、気がつかなかったんだから、向こうが気がついたら僕になんで挨拶しなかったのと、そういうことを言ったことがあるのです。僕は、その道德のあれを見ながら思い出した。気がついたほうが挨拶してもいいですよ。そういうことは書いてないです。だから、ちょっと何か欠けているのではないかと思うのですよ。

委員（成澤明子） 本当に今のお話のとおりだし、さっき岩淵先生が、通信票だったら掛け算ができたとか、この実験ができたとか、英語でこの辺がうまくいったとかと、本当に客観的に評価できるから、だから自信を持ってここはよくできたんだよと言えるんだけど、本当に道德になると難しいですよ。だからイメージで、指導要録にも本当に細かい字で書いたらやっと2行かなと思うような欄が設けてあると……。

学校教育専門指導員(岩淵 薫) そこにどういうふうを書くかというのは至難の技なのです。

委員（成澤明子） 1行で済むのかなとか、性格よしとか、そんなことはないと思いますけれども。だから、やはり道德を教科にはしてみたものの、実際に評価となるとなかなか難しいと思うのですが、さっき岩淵先生が学校ごとに通信票はつくるものだから任せると言いましたけれども、本当に通信票で親がもらった場合に、例えば子どもとか孫が書かれてきて、やはり何か書かれてあれば、学校ではあんたはこういうのねということに、話題になってくると思うのですね。それが2学期に進歩したとかということになるのですかね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） なので、例えば1学期に考えられるのは、むしろよかった点のほうを拾ってあげたほうがいいのかなと。例えば順番が守れなかったとか、そういうことを書くのではなくて、仮に守れない子がいたとしたら、その子が明日よくなるかということ、そうはいかないですよ。やはり長いスパンで見ないとだめなので、基本的には1年間のそういったいろいろな、さまざまな体験した出来事をメモしてもらって、最終的な評価につなげていくという。だからこの中の例えば例なんかを見ると、作文を書かせてみるとか、それから何か自分の取り組みについての発表をさせるとか、そういった中から子どもの変化を読み取りなさいというような書き方になっているんだけど、それにしても、例えば30人もいる学

級で全員全部できるかどうかというとなかなか難しいことになるのですけれども。

教育長（佐々木賢治） この資料の22ページ、23ページ、小学校の指導要録、イメージとしてありますけれども、次のページ、中学校がありますが、22ページの上のほうに特別の教科道徳、1年生から6年生までの記述内容を年度末に確認するのですけれども、その右側に行動の記録というのがあるのですよね。道徳の教科と行動の記録、行動の記録の中に「公共心」とか「公正」「公平」とか、道徳的なものが結構あります。「基本的な生活習慣」「責任感」とか。ですから、その辺の関連性、それが1年目の大きな私は課題なのかなと。

それで、解説書にもどこかに書いてありましたけれども、この行動の記録についてもかなり難しいのです、実際。私、現場見たところ。道徳の評価については、先生の主観で評価したら大変なことになります。担任が変わるごとに、まるっきり逆転することもあり得るので、ですから、私もときどき言うのですけれども、子ども自身の、子どもが自己評価して、それを教師が認めてやるとか、子どもなりに1・2年は大変難しいところがあるのですけれども、子どもが、私はこういうふうになんか少しよくなったのではないかとか、そういう子どもがどんどんふえてくれば、先生の授業の指導方法が適切だとか、自分の授業の改善に結びつくと。その辺を今度学校、職員全体で研修会をしながら、来年はやっていかななくてはいけないのかなと。本当に難しいところだと思います。難しいと言ってもしょうがないのですが、教育委員会でああしろこうしろというのは、なかなか言えないのです。一緒に現場と岩淵先生を中心に、そういったことをこれから協議をし、その他、岩淵先生、通信票ですけれども、学校独自ののですが、1つの評価項目として、みんなが注視する場所なので、やはり通信票にも入れられれば、みんな入れたほうがいいのかと。記録の関係もあるのですけれども、通信票の作成については、まだここで断言できないので、ちょっと先ほどの岩淵先生の話、調整をさせていただきたいと思います。以上です。

委員長（後藤眞琴） 今、教育長さんがおっしゃったように、道徳の教科書、来年度用の8社のを読んだけれども、みんな自主自立とか責任感とか創意工夫、思いやりとか、そっちでは勤労奉仕、公正公平、公共心、公德心、みんな教材にあります。それとさっきの評価、これとどう関係してくるのかとかも検討しなくてはならないですね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それで、この道徳だけではないのですけれども、今、はやりアクティブ・ラーニングありますよね。主体的、対話的で深い学びという、日本語に訳すとそういうことのようなのですけれども、今までの道徳だと、どっちかという先生が一方的にしゃべって 項目に近づいて、それに合うような答えを求めるような授業が多かったので

すけれども、これからはそうではなくて、話し合いの中でいろいろな考えがあって、ほかの子の意見を聞いて、その子の意見が変わるというのも、また1つの評価として認めましょうというようなことなので、小牛田中学校さんあたりでp4cで毛糸の玉をつくって回しながら、みんなで話し合いをやっていきますけれども、あれも1つの方法なのかなというふうに思っているのですけれども。ただ、これから検討していかなくてはならない内容だなと思っています。

委員長(後藤眞琴) 大体、アクティブ・ラーニングっていうのは大学で始まったのですよね、ヨーロッパで。すると、大学で始まるということは、ある程度みんな対話で、対話して学び合うことができるんだという基礎があるのですね。その基礎をつくるところでアクティブ・ラーニングというのは、実際できるのかどうか。僕は、指導しているほうの道德の授業を見たとき、今、先生がおっしゃったp何でしたか、やっているのを見たら、最初の子どもが立派な答えをすると、同じように立派な答えが出てくるのですね。そうすると、その立派な答えが出ると、それ以外の自分の本当の立派でない、そういう発言ができないような雰囲気があるのではないかというのをそのクラスで感じたことがあります。

ですから、今、日本語の対話的で、「主体的、対話的」の声あり)主体的で深い学びと。こっちにこの基礎ができてないと、ちょっと難しいですね。

それで文科省は、最初には中教審から出たところのアクティブ・ラーニングって、そのままカタカナ語で使っていたのですけれども、それをやめましたよね。それで、今度今、日本語にしたんだけど、その日本語自体が何だかよくわからないような用語なのですよね。

ほか何か。

それから英語のことなのですけれども、来年度から始まるので(「作業的に」の声あり)今からもう準備しないと間に合いませんかね。それを文部科学省とか県教委のを待っていて大丈夫なのですか。

学校教育専門指導員(岩淵 薫) 一応、9月中旬ころには新しい教材が配布されるということになっています。それを使って試行的にやってみる形でということのようなのですけれども。

委員長(後藤眞琴) 試行的にやるのは担任の先生が。

学校教育専門指導員(岩淵 薫) はい、そうです。

委員長(後藤眞琴) 校長ではなく。

学校教育専門指導員(岩淵 薫) 小学校の場合は担任が全て教えることになっていますので、国語も算数も英語もということになります。だから、これから教員になる人は大変です。

教育長(佐々木賢治) ちょっといいですか。

国で移行期間ということで示していますけれども、50時間とか、やってもいいよと。だが国ではプラスアルファの教員はまだ確保はしておりません。ですから、校内に英語の免許のある先生もあるいはいる、これは憶測なのですけれども、いた場合、その先生を校内で活用しながら、移行期間として50時間までやってもいいよというようなことだと、私は。それで本格実施までに県教委、国のほうで職員の配置をどうするのか。地教委としては、この間も話しましたけれども足りませんので、英語の免許のある人がいませんので、これは国・県のほうで何とか補充してほしいと、そういう要望は出しておりますけれども、回答はまだありません。

ですからその辺、大変、やってみようと言いながら何らかの人的な配置はまだありませんので、その分、教育委員会として、学校の態勢ができれば何らかの支援体制を組んでいきたいなという考えであります。具体的には、まだちょっとあれですけれども。

委員長（後藤眞琴） 美里町の小学校では、来年度からこういうふうな形にはせざるを得ないとしましょうという、そういうような話し合いは、今。

教育長（佐々木賢治） この間、第1回目やりました。

委員（成澤明子） ことし29年度で、32年度から全く始まるわけなのですけれども、5・6年が70時間で3年、4年が35時間ということは、32年度から本当に英語の免許を持っている人が配置されるということなののでしょうか。小学校に。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それはセットではないようです。

委員（千葉菜穂美） ないのですか。32年度に配置されるのではないのですか。30年以降の場合はまだということですか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 先生方には、英語の免許をとってくださいねという声かけをしているようですけれども。小学校の先生に。

委員（千葉菜穂美） 皆、スクーリングに行ったりとか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） そうですね。夏休み中に。（「夏休み返上して」の声あり）講義を受けるとかしてなんですけれども、それもはなはだ難しいと思います。今度、学級担任を決めるときに、いろいろ条件が重なってくるので、さらに難しくなるということです。

委員長（後藤眞琴） 教育長さん、移行期間だからやってもいいですよと、やらなくてもいいですよと、それを学校で判断できるわけですか。

教育長（佐々木賢治） もちろんそうですね。あと教育委員会に任されると思います。

委員長（後藤眞琴） そうすると、例えば6つあった美里町の小学校では、ある学校ではしなかったと、移行期間に。そうすると、33年度からとなったときの、していた子どもが今度中

学に行ったときに、そういう場合のギャップみたいなものがもしできたとしたら、その辺のところはどこが調整をつけることになるのか。

教育長（佐々木賢治） 現時点では、そこまで全然、国のほうでも移行期間というのは示したけれども、県教委で具体的にああしろこうしろというのは、まだ出ておりません。ですから、その辺の状況を見ながら教育委員会としてもやっていかななくてはいけないのかなと。

委員長（後藤眞琴） 暫時、休憩とします。

---

委員長（後藤眞琴） では、再開いたします。

そのほか何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を進めてまいります。

---

#### 日程 第15 美里町学校再編について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第15 美里町学校再編について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 今日は特に資料はお持ちしてございません。今、これまで行いました、6月、7月に行った意見交換会の意見をまとめているというところでございます。それで、まず今日は確認といえますか、これまでに実施した状況と、それからその総括に対する考え方、それから現在事務局が行っています事務についてお話をしたいと思います。

最初に6月20日から7月6日まで、冒頭で教育長の挨拶にありましたように、3幼稚園、6小学校、3中学校でそれぞれ意見交換会を行ってきました。その後、7月8日、9日、15日、16日と、それぞれ週末に8カ所の地区のコミュニティセンターなどで開催しています。いずれも、参加者がかなり少なかったということです。保護者のほうにつきましては、幼稚園で保育参観と一緒に開催したので、人数は参考にはならないのですが、住民対象の8会場は、

それぞれ同じ条件でやりましたところ、多いところでも11人、それから少ないところでは2人の会場もありました。合計で50人と。ですので平均で7人も来ていません。出席者は急にといいですか、かなり減りました。

それで、これを総括しますと、皆さんの意見を文字におろしたというふうにはなるのですが、ただ、全会場私も参加しましたので、それらを見ますと、まず教育委員会が考えている大きな方向性については、皆さん、反対の方もいらっやっったでしょうがおおむね賛成の方が多かったのかなということです。方向性といえますのは、1つ目は3校を1校にするという大きな流れです。そして現在の中学校の施設を活用するのではなくて、新しい中学校を建てるということ。そして、その建てる場所は小牛田駅の東側地区、その辺がよいのではないかという候補地の問題。そして、それから少人数学級の編成を初め少人数指導、あるいはいじめ防止と不登校対策としてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、これらについて、それぞれ参加された皆さんあるいは住民の皆さん同じ方向性になってきているのかなというふうに考えています。

ただ、これをこれから具体的に進めていく上でのいろいろな心配な点、進めていく上での心配な点が出されたということかなというふうに思います。その心配な点というのは、まず1点目は通学の問題で、教育委員会からも随分と指摘して皆さんにお話をしていましたけれども、自転車通学の安全確保、この問題がやはり皆さん心配されている点です。それから候補地の問題で、地盤が軟弱ではないかという点。それからいろいろと人員を増員しながら学校教育を充実するようですが、それに伴う財源の心配。これらに意見が集中したのではないかなというふうに考えています。総括はそのような形でよいのかなと考えています。

それからもう1点、参加者の状況について総括をしますと、周知はある程度されたのかなと思います。周知の点については、これ以上の周知はございませんので、前段で保護者を対象にした意見交換会を行い、そしてさらに住民を対象にした意見交換会と続けて行いましたので、学校に児童生徒を通わせている家庭を中心に、こういうことをやっているということは、皆さんはある程度周知されてきたのかなと思います。

しかし、そうでありながら参加者が少なかったのは、先ほど参加された方々の意見の傾向をお話ししましたが、チラシでお示した5点、すなわち3校を1校すること、それから学校を新しく建てること、その場所を駅東にすること、それからスクールバスの運行、それから少人数クラスの件、参加されない方においてこれらについてはそれほど異論はないのかなと思います。そのことで参加者もそんなに多くはなかったというふうに考えています。

大まかに総括すると、今のような内容になるのかなというふうに思っていました。

それで、これからどのような流れになっていくかというところで、まずは建てるものを具体化しなくてはいけないということです。そして具体化することによって、今度は場所の取得というふうに入っていくのですが、今、事務局が行っているのは、その最初の入り口といたしますが、まず場所を確保するために、土地の規制がいろいろかかっています。農業振興地域という農業面の規制と、それから都市計画の規制と、それからそこを取得するための地権者との交渉というふうに、いろいろな壁があるのですが、一番大変なのは農業振興地域の解除。田んぼですし、さらにはそこに補助金をもらった圃場整備を終えていますので、その面が一番壁が高いかなというふうに思っています。それをどのような形でクリアしていくのかを、今日も午前中、石巻市の市役所に行ってきたのですが、それを探っていくということです。かなり相当な事務量、作業量も出てくるだろうなというふうには思っています。それを現在調査しているところです。

それが決まってきた、入り口が決まってきた何をするというのが、見つからないことには、今後建物の具体化に向けた作業はまだ入れないということです。建物の作業として次に最初に出てくるのは、基本設計のような形でどういうものを建てるかということです。建てるものによって具体的な事業費の積算が出てくると思うのですが、そこを早い時期にできるように、土地取得のための入り口を探していきたいなというふうに思っています。

いずれにせよ、駅東エリアを皆さんに提案していますが、その中でどこがよいのかという場所の比較、場合によっては駅東がだめな場合は、第2候補地を選ぶとかそういったものもいろいろ出てくると思います。これからが本格的に大変な作業に入ってくるのかなというふうに思います。

ですので、教育委員会の会議の中では、まず事務局のほうで準備している状況をそれぞれ報告していきますが、その都度、報告をする中でご質問をいただいたり、あるいはご意見をいただくというふうになってきます。まずこの入り口が見つかって、建物の基本設計の取り掛かりに移行するとなると、その段階では審議や協議が入ってくるのかなというふうに思っています。そこまでしばらく時間をいただければと思います。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。

今、全部、保護者それから住民の意見交換会に全部出席されたという次長さんからの、そこ

から出たことをもとに総括していただいたのですけれども、その総括の仕方は、僕からすると3校を1校にする、それから新しく学校を建てたほうがいいのではないか。その場所は駅東のほうにするという意見だと、そういうふうになるのではないかということなのですから、いろいろ皆さん出席、意見交換会に出席されまして受けた印象から、主にこういうふうなことがあったのではないかというようなことがあるかと思うのですけれども、それをまずお話をしていただければと思いますけれども。教育長さん全部出席されて、今のような総括に対して何かありませんか。

教育長（佐々木賢治） そうですね、今、次長が言われたとおりなのですが、保護者の方々は具体的なことを心配されている、そこまで話が進みました。例えば、一緒になった場合、部活の問題で文化部など、そういった子どもたちの希望する部をふやすことができるのでしょうかとか、制服はどうするのでしょうかとか、そういう具体的な話まで出ました。再編がどのようのという話は余り出なかったように思います。

それから、地域住民の方々は、やはり予算ですね。お金のほうを大分心配されていたようがあります。再編については、もうそういう状況であればやむを得ないだろうと。今度は予算的な経費ですね、その部分、まだもちろん土地代も何もわかりませんので、はっきり見えない部分があるので、その辺を示してほしいという、どちらかという、地域住民の方々はそういった視点での話が多かったのかなというふうに思っております。

あと委員長さん、もう一つ、次長、アンケートどうなりましたか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 説明しますと、会議でそれぞれ書いていただいたものが上がってきています。数をまだ数えてないのですが、ざっと50人分ぐらいは（「来ている」の声あり）来ていますね。

教育長（佐々木賢治） 保護者。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 保護者。住民の方には今回行っていないので、保護者の皆さんが、やはり出席せずに、資料は見られたのでしようけれども、それについてまとめる時間がなくて、明日以降、教育総務課の職員にまとめてもらうのですけれども、それは次の臨時会あたりにお示しできるようにしたいと思っていました。ざっと50人分ぐらいは来ていましたね。私は、当初の予定ではそんなに来ないのかと思っていたのですけれども、50以上は来ました。

教育長（佐々木賢治） それからもう一つの人数的なことなのですが、なんごう幼稚園とふどう幼稚園は、保育参観の前を利用させていただいて、かなりの人数、なんごう幼稚園はこ

このホールでやりまして、ここがいっぱいになるくらい。それからふどうどう幼稚園も、あそここのホールがありますけれども、大体いっぱいくらいでしたか。人数が多いので、時間も限られていましたし、質問等はなかったですね。ですから、その分アンケートで、あるいは来ているかもしれません。ちょっとそこはまだ見ていませんけれども。

委員長（後藤眞琴） それではあと、どうぞ。

委員（成澤明子） 今、須田さんや教育長さんがお話されたとおりだと思いました。だから、やはり余り反対ということがないから、出席者が積極的に足を運ばなくてすんでいるのかなという感覚は何となくあったと思います。それで、そのかわり出席した人が、保護者の場合がむしろ、例えば一緒になる前に児童同士あるいは生徒同士で交流しておいて、スムーズに一緒になるという方向に進めたらどうかなどという、積極的な話が出てきたり、あとはオリンピックだとか、あるいは震災で大分資材も人もかかっているから、そこでもやるのかみたいな話もあったんだけど、そういう具体的ないろいろ自分の問題として捉えているという印象は受けました。前より気持ちがいっているなという印象を受けましたね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） つくることを前提に、もう意見を出されているような感じがしました。

委員長（後藤眞琴） ほか。

委員（千葉菜穂美） すみません、私も学校をつくることを前提に皆さん進んでいっているような気がしましたので、予算とかそういうところをもっとわかりやすく正確に伝えてほしいという、青生の住民の方の強い意見を聞かされて、そうだなという実感は、私たちも余り詳しくわからなかったので、やはりそういうところが大事なのかなと思いました。

それから、保護者の人は、もうそうなることを希望しているような気がしたので、早くやはり交流会を開いてあげたりとか、やったほうがいいのではないかと思います。子どもたちの交流会を早くから始めてやってあげていたほうがいいのではないのかなとは思いますが、それは個人的な意見です。以上です。

委員（留守広行） 小学校、中学校に伺わせていただいた、そのときのお話の内容的には、もう方向は3校から1校ということで、皆さんには十分承知していただいているのではないかなと思います。あとは、その意見交換会の中で、やはり本当に細かいこと、自転車通学、基準を6キロと出させていただいているのですが、6キロではちょっと大変なのかなという意見、やはり学校区ごととか、距離を少し直してほしいという、そういう感じは私は受けました。

あと、住民説明会では、やはり財源のほうを随分心配されている方が多いかなと思います。

議会とかいろいろ傍聴なさって、やはりすぐ耳につくのは予算がないとか、そんなことが一番耳に入っているようなので、独自の、これから私どもが目指す中学校に、町独自のそういうものが入っているので、どこから持ってくるんだと、そういうのが一番心配なさっている住民の方が多かった印象を持ちました。

委員長（後藤眞琴） 僕は、住民との意見交換会には全部出たのですけれども、そこから受ける印象では、千葉委員さん、留守委員さんがおっしゃったように、まずお金、経費は幾らかかるのか、だからできるだけ正確に出してもらいたいと。それから3校を使わなくなるその建物、それから土地の活用はどうなんだとか、その2点が住民の方心配されているのではないかと思ひまして、僕も住民説明会に出るまでは、かなりお金のほうは曖昧な形にして、改めて資料を見ましたら、次長さんが勉強してまとめてくださったものの中に解体費用というのは幾らかかるというふうな計算で、解体費が、3校を解体するんだという、新しいときには、それで不動堂を利用する場合には小牛田はだめだから、小牛田の解体費も含まれるようになっていたので、それであと南郷ですか、不動堂を利用する場合、南郷の解体費も含まれているという。だから、まだどういうふうに利用するかわからないんだから、その辺の資料も、こういう考え方もありますよと。解体する場合には、こういうものがありますよと。解体した場合には、最初に解体したほうが経費的には安くなりますよとか、そういうことも含めたような資料なんかも出すことによって、少し住民の理解がもうちょっと深まるのではないかというふうな感じがございました。

そうすると、今、皆さんの聞いたのでは、3校を1校にして、それで新しい校舎を新しい場所に建てると。その新しい場所は駅東でいいですよ。これは教育委員会の共通理解だということによろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） では、そういうことにいたしまして、その後、今度どういうふうに進めていくのか。そうすると、先ほど次長さんのお話を聞くと、そこが決まって実際に駅東だというところ、もうちょっと土地代とか、そこに出ている造成にかかる経費とかいうのは、ある程度概算が出てくると。出てきますと、住民の方に、あと保護者の方に説明できるというふうに、それで、もしこれから基本設計というのですか、そういうものをする場合には、かなり時間もかかるだろうし、先ほどのお話だと労力もまた大変なことになる。いつぐらいまでだったらわかるですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 基本設計は半年はかかるでしょうね。ですので、基本

設計をつくるときに業者任せではなくて、その中に町民の代表が入ったりして、こういう学校がいいね、こういう学校がいいねというのを伝えていくのをしながらつくっていく形になるかと思えますので。どういうものをつくりたいかというものができてから、ではこの場所はどれぐらいの広さが必要なので、ではその場所をどこに持ってきますかという順番だと思います。

ただし、それはそれとして進めていて、ただし多分農地になる可能性が十分高いですから、農地の規制をどのように解除していくかと。解除するための手続には、当然基本設計が、何をつくるかというのが見えないと手続がとれませんので、それができると同時に、そっちのほうの手続も進めなければなりません。

ですので、結構期間はかかりますね。ただ今、探っているのは、どういう方法が一番よいのか、それを探っているところですね。ただ、どれをとっても、やはり同じぐらいの時間も作業量も出るのかなというように思っています。

1つ方法としては、土地収用法を使うというのもあるのですが、それを使っても、あるいは農業振興地域を普通に解除申請していても同じような作業で同じような時間がかかるのか、それで、県の担当部署に行って調べてきたいと思います。石巻市では、復興関係もかなり多く手掛けているというので、石巻市の用地課に行ってきたのですけれども、そちらでは土地の収用法は扱った事案がないということなので教えていただくことはできませんでした。

今、ほかの業務等もいろいろたまってきて、まだ動きがとれないのですが、もう1点、今の職員体制ではなかなかやりづらいところがあるので、その体制づくりもしなくてはいけないかなと思っています。正規職員をこちらのほうに増員してもらうのが一番いいのですけれども、すぐにはそうはいかない部分なので、昨日教育長とも町の上のほうと話をしてきたのですけれども、なかなか職員がいないという状況ですから、そういった分は少し停滞しているような状態です。

委員長（後藤眞琴） 臨時で職員とかいうことは考えられないですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それも考えています。

委員長（後藤眞琴） 僕、一番住民との話し合いのとき心配しているのは、今、35億円から36億円かかって、説明では40億円ぐらいまでかかるかもしれないという説明があったのだけれども、それを超えた場合、こんな話でなかったのではないかと、あんたたち教育委員会は、少なくともわざわざ見積もって概算を出して、こういうような方向性に誘導したのではないかと、うふうに、後でもしこれが45億円とかなった場合にとられたら、どう説明できるかなというところがちょっと心配ですよ。

ですから、この前の意見交換会、100億円のうちの35億円か36億円と最初言っていたのが、4億円増えたら、この一般予算が100億円ですよ。4億円増えたら、5億円増えたら5%ですものね。分母が大きければいいのだけれども、分母が100足らずですね。その辺のところも、ちょっと気になっているのですけれど。これ、今は何とも言えないのですよね。教育次長兼教育総務課長（須田政好）今は何とも言えないです。建てるものが決まってないので。規模で平均的なものしかできません。建てるもののグレードを上げれば、当然高くなるだろうし、建てる場所が軟弱であれば、もっとかかるだろうしということです。今は、説明でもしているように、近年、近隣の市町村で建てた事例をもとに積算しただけです。オリンピックが東京で開催されることとなったので建設資材も高くなってくるでしょう。

なので、今、今回の説明会をやらなくてはいけなかったのは、やはり手法的には3校を1校にというのは、ある程度説明してもらっても、手法的に新しく建てるということと、それから場所の適地はここだということを示さなければいけないのですよ。全部、細かく決まって積算して、ここに建てることになって、これだけですよという説明であればわかりやすくいいのですけれども、しかし、一回判断を仰がないと。そうすると、皆さんが詳しいデータでなるべく詳細に比較してというのを誰もが望むのですけれども、言いわけになるかもしれませんけれども、数字以上に今の建物とか、今建っている場所とか、あるいは地形的なものを考えたときに、やはり駅東に新しいのを建てるというのが感覚的にやはり一番優先されてくると思うのです。

だったら何も事業費比較をしなくてもよかったのですけれども、しかし、事業費比較をして極端な差が出ないのです。であれば、5億円であれば不動堂中学校つくれるというのであれば考えるのですけれども、そんなに、南郷中学校でさえも7億円、8億円の差しか出ませんから、そうなってくると、やはり建てるという方向しかないだろうということです。

小牛田中学校の敷地を使うというところは、まだ比較はしてないのですが、これから建てるものが決まったときには、当然、小牛田中学校の場所のことも考えなくてはいけない。あの場所につくれないかという考えも出てくる。そのときに、南郷地域からの距離というデメリットが出てくるので、それと比較していくということです。それについては、お金とか数字というのは比較できない部分があるので、すごく難しくなってしまう。中央部分にというのは、一般的に考えられるので。不動堂中学校の跡地を利用するというのも1つの選択肢という部分が出てくるかもしれません。周辺を用地買収したときに結構費用がかかるでしょうけれども、しかし、新たに土地を購入するよりは費用的にも安いかもしれないし、そして地盤もしっかりと

しているというふうに考えると。ただあそこは遺跡があるので、遺跡があっても強行すれば、全部掘って調べなくてははいけません。そうすると、遺跡というのは今の不動堂中学校の校舎の下にあるようなので、仮設の校舎が3年も5年も続くのです。多分、遺跡の調査は複数年かかるでしょう、2年、3年とかかるでしょう。そういったものを考えていくと、それらを全部これから比較していくことですね。建物をまずつくって、そしてそれをどこに建てるかという順番だと思います。今後の流れとして。今の段階では、この概算しか出せないのですね。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。

もともと出した概算がひとり歩きするのを心配しているのですよね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 数字はひとり歩きするでしょうけれども、たくさんのお金がかかるというのはひとり歩きしてもいいと思いますので。細かな金、35億円も40億円も大きい金には間違いないので、それだけ大きな金がかかるということだけは、まず認識していただきたいのです。そのうちの65%ぐらいは町の借金になるということを知っていただきたい。後年にその借金を残して、そして後年にいい学校環境を残していく。お金がある町なら一回で現金でポンと、次の世代のため用意するのですが、本町の場合はいい学校環境を残しますけれども、一緒に借金も残していきますとならざるを得ないと思います。

委員長（後藤眞琴） そのとき、もしそういう事態になった場合には、ちゃんと住民に説得力ある説明ができるように。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。だからやはり、金のないのはわかるけれども、しかし教育に金を使うという選択を町民がするか、あるいはできるだけ借金をつくらないという選択をするかでしょうね。ですので、この金額で抑えようと思えば、それなりにおさまるということですね。ただし、おさめて使い手の悪いというか十分には足りないような建物をつくるか、あるいは希望どおりのきちっといいものをつくるかということですね。

先日視察した古川東中学校も、多分ああいうふうにもっとこうしたい、ああしたいと要望があったと思うのですよ。しかし、今回の場合は災害復興だったので規制されているということと、それから規制されていても、市が独自に出す予算なら幾らでもつくれるのですよ。しかし、それを市がさせなかった、市の財政当局も含めてその中で選択したと思うのです。だから、財源的には余裕のある建て方をしているけれども、実際にできた建物を考えれば、不満というのはちょっと言い過ぎですけども、こうしたほうがよかったというのはあるのでしょうか。本町でもこれからは、その論点ではないですか。

委員長（後藤眞琴） ただ、新しくせっかくつくるのに、これだったらつくった価値がないのではないかと、そういう評価を得ないようなものにしなければならないですけどもね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。これからの進みぐあいで、この方法、最終的にこう進みますという方向はいいのですけれども、それがどこか途中で見直されることになるかもしれませんね。例えば5年、3年、4年後に建てるというふうの流れで考えているのですけれども、少し時期をずらすというの、まだわかりませんが、あるいは小学校が先ということも出てくるかもしれませんし、いろいろな、これから実際に作業を進める上で、かなり変わってくる部分もあるかなとは思っています。いずれ、すんなりはいかないですよ。

委員長（後藤眞琴） かもしれないということですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。いろいろなことが想定できるという感じですよ。

委員長（後藤眞琴） 今は中学校をまず全部整備するのだと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 町のもう一つの課題で保育所の建設も出ていますので、それらとの絡みも出てきますし、ひょっとしたら中学校との複合施設というの也被考えられることもあります。同じ敷地とか、そういったものも考えられていくと思うのです。なので、今後の進み具合としては様々な方法、方向が出てきます。土地の取得の問題から入って。なので、今回はとりあえず3校を1校、そして場所は中央部分の駅東地区というところを、まず皆さんにわかってもらったということが大事なのです。それが決まらないことには動けませんので。

委員長（後藤眞琴） 一応、そういう方向で教育委員会としては進めていくということですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それで、9月の議会には間に合わないとは思いますが、近いうちに基本設計の外部委託のための予算は議会にお願いしようということになりました。数千万円だと思えるのですけれども。

教育長（佐々木賢治） ですから、金と時間は当初の計画よりもかかるかもしれませんが、この方向だけは、やはり見失うことなくやっていかないと。であれば、小牛田中学校を新しくつくりますかと。不動堂中学校をすっかり直しますかと。幾らかかる。校舎だけではなく、一番の目的は生徒数の問題もあるのですけれども、2つの学校をつくるというのはもっと難しいでしょう、お金のことを言えば。一番は生徒数なのですけれども、やはり3つを1つにするという、これは美里にとって大きな方向なのかなと。

今、国のほうでも冷房のある学校を調べてますよね、教室にも冷房を入れましょうと。宮城県で8.何%とか、仙台市では、もう教室に冷房を入れよう、何かそんな報道もありました

けれども、水洗トイレとウォシュレットですか、それから冷房。ハード面ではその方向に動いているのですよね。ですから、そのために小牛田中学校を大規模改修したって、大規模改修やらないようですけども、学校を建てるくらいの金がかかるかもしれません。やはり、多少はお金と時間がかかっても、この方向で教育委員会として私は進めなくてはいけないのかなと思います。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、今まで話し合った方向を確認して、今日はそれぐらいでよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本件は継続事項ですので、次回以降にも協議を進めてまいります。

ここで休みとらなくてよろしいですか。5時まで。

教育総務課課長補佐（角田克江） その他は、休憩後でいいですか。

委員長（後藤眞琴） その他をやって。ではその他が終わりましたら休憩に。

---

その他

日程 第16 中学校運動会の出席者について

委員長（後藤眞琴） その他に入ります。

「日程第16 中学校運動会の出席者について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、まず9月2日に行われます中学校運動会の出席者について、案をお手元にお示ししております。開式時刻、集合時刻、昨年のものとなっておりますので、今年度の時間が確認でき次第、お知らせしたいと思います。小牛田中学校、後藤委員長さんと佐々木教育長さん、それから不動堂中学校、千葉委員さん、南郷中学校成澤委員さん、留守委員さんということで、事務局のほうで割り当てさせていただいたのですが、委員さんのご都合のほうはいかがでしょう。

委員長（後藤眞琴） よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、運動会の出席者、事務局の案のとおりにしたいと思います。  
出席のほう、よろしくをお願いします。

教育総務課課長補佐（角田克江） どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 日程 第17 平成29年8月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第17 平成29年8月教育委員会定例会の開催日について」、先ほど臨時会もあるとありましたので、臨時会、定例会の開催日について、事務局の案をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） まず8月臨時会の開催日なのですが、8月8日火曜日の午後1時半から、会場はこらら南郷庁舎206会議室で臨時会のほうを行います。8月8日火曜日の午後1時30分から206会議室。

そして、定例会のほうなのですが、後半予定があいている曜日となりますと、8月23日水曜日か28日月曜日かどちらかかと思うのですが。あとはちょっと、それぞれ会議等が入っているのです。

委員長（後藤眞琴） それでは、今、事務局から提案がありましたのは、臨時会は1時半から南郷庁舎においてということよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それではそういうふうをお願いします。

それから、次の定例会ですけれども、23日と28日ですか。

教育総務課課長補佐（角田克江） ですね。

委員長（後藤眞琴） どちらが都合よろしいですか。

23日、都合の悪い方おられますか。いいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは23日ということで。

教育総務課課長補佐（角田克江） ありがとうございます。

それでは定例会は8月23日水曜日、午後1時30分からこちらの206会議室で開催ということで、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

委員長（後藤眞琴） それでは、そういうふうにしますので、よろしくをお願いします。

それでは、ここで10分ほど休憩したいと思います。休憩いたします。

---

委員長（後藤眞琴） それでは、再開いたします。

【秘密会】

これで、本日の議事は全て終了しました。これをもって、平成29年7月教育委員会定例会を閉会いたします。長い時間にわたって協議をいただき、ありがとうございました。

午後5時34分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課須田政好が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年8月23日

署名委員

---

署名委員

---